地域工法を進めたい

この人と30分
ぶらり訪問㉜

▶新春企画◀

財団法人 日本住宅・木材技術センター
理事・試験研究所長 室田達郎(むろたたつお) 氏

訪問インタビュー第三二回は、昨秋の施設改築移転とともに現職に就任した室田試験研究所長に、昨今の木造建築をめぐる諸問題につき、様々なご意見を伺いました。

▼倒壊してはいけない

Q.今回の改正基準法のポイントは何でしょうか?

今回の法律改正で注目すべきことは、地震、台風、大雪等の自然現象に対して「倒壊しない、崩壊しない」という要求が明瞭に出てきたことです。これまでの「安全でなければならない」という抽象的な表現が「倒壊してはいけない」になった。この表現の転換は大変意味深です。

また、ご存じのとおり、現場的には接合金物の使用が強制されることになりました。結局、構造設計が全体として極めて単純かつ即物的になったと思います。

▼建築はかく在るべし

Q.改正基準法が動きだし、施工現場では混乱も見受けられますが?

性能規定化の本質は「建築はかく在るべし」を誰でもわかる言葉にして書くことだと思います。例えば基準法には「柱は九cm角以上にしなければならない」とありますが、これは仕様であって、本来は「なぜ九cm角以上にしなければならないか」を考え、その結論を性能につなげてゆくべきものです。

建設省には、今回このような作業をもっと手間暇かけてじっくり行ってほしかった。人間の生活よりも建築物が倒れないことの方が大切だという考えでいいはずはありません。

今回の法改正では、人間が生活、生存する目的との関係において、建築物に要求される性能を規定するという姿勢が明瞭に見えません。そのために改正の主旨を理解することが容易ではありません。それが現場に混乱を招いている原因だと思います。

▼知恵と資金の傾斜投入

Q.建築構造の専門家として軸組木造の発展性についてどのようにお考えでしょうか?

木造軸組のパネル化の急激な進展等の現状を踏まえてのご質問かと思います。パネル化は工法の問題と言うより「生活様式の変化」によるものではないでしょうか。

軸組工法は日本人の昔の生活に対応した工法だといえます。つまり、プライバシーの保護は距離を置く、あるいは聞き耳を立てないという文化でクリアすることにより、間仕切りなしを平面計画の原則としてきました。

戦後、日本人のライフスタイルが個室志向という方向に大きく変わる中、木造工法もどんどん変わらねばならなかった。残念なことに、軸組の担い手からはパネル化という手法によって、狭い空間をさらに狭く間仕切るという以外、うまい提案が出てきませんでした。

それでも十年位前から密集市街地内で、意欲的な建築士、工務店の手でこの課題に挑戦する動きが見られます。今後、建築学会全体で我が国の狭隘市街地住宅の構造、空調システム等、諸々の課題に知恵と資金を傾斜投入すべきでしょうね。

▼制度運用の適正さ次第

Q.今春施行の品確法は、どのように定着してゆくのでしょうか?

品確法の定着は、制度の運用をいかに適正に行うかにかかっていると思います。築後十年が近づいてきたとき、傷んだ住宅を「ただで修繕させてやろう」などという悪意を持って性能評価書の数値を見直す人が大勢出てくると、工務店側は自己防衛的なことばかり考えるようになってしまいます。

そうなると制度が定着しなくなる恐れは多分にあります。「住宅の性能」にではなく、「ゴネ得」に関心が向くことの根本原因は、一つは、表示数値の意味を住宅取得者に理解させることが極めて難しいこと。もう一つは、現に住んでいる住宅の中で、その数値を測定し、数値の妥当性を実証して見せることができないことにあります。

例えば遮音性能の表示数値は、壁の一部分を切り取って、どこかの試験機関の音響測定室の中に持ち込んで試験をしなければ得られません。

Q.それでは仕様規定では?

ある意味では、そのとおりです。床や壁の透過損失を示しても実際に切り取って計ることはできないわけですから。

性能表示をしても、実質的には「どんな材料を使用し、どんな施工をしたか」というまさに仕様的なことを確認しているに過ぎません。このあたりを建主に十分に理解させるなど万全の準備をして取り組むことが大切でしょう。

▼アドバイス機能の強化を

Q.性能規定化が叫ばれる中、貴センターでは中小業界をどのように支援してゆきますか?

これまで当研究所は、どちらかと言えば委託試験への対応中心の運営でした。今後はアドバイスや開発支援に取り組みたいですね。大工さんのアイディアにアドバイスを差し上げたり、基準法に適合した新工法の開発相談にのるなど、現実性のある木造工法などのイメージ提案に協力してゆきたいです。

▼考え、提案し、実践する

Q.最後に静岡の木材関連業者に向けてひとことお願いします。

今回の基準法改正で「接合部に金物を」が定められました。これは自由度を制約するという意味では好ましくありませんが、「建築基準法工法」というひとつの工法が打ち出されたと考えることもできます。

これに対抗し、木材・木造住宅業界が伸びて行くためには、それよりも優れた性能を持つ別の工法を提案し、普及させていくことが大切だと思います。

阪神淡路の地震以降、「大工さんの造る家はどうも不安だ」と考える人が増えているのではないでしょうか。そこで、例えば静岡市内の大工さんが集まって「地域工法」を創ることを考えるべきです。

静岡の歴史、風土、産業、気象条件にあったデザイン、コストダウンの方法等、静岡を愛する人のための「静岡地域向けの木造工法」を大工さんと関係業界の手でスペックの細部に至るまで作りあげる。当然、その地域工法に関わった大工さんは、責任をもってきっちりとスペックどおりに建てる。そして県や市など行政にこの地域工法をしっかりとバックアップ願うのです。

今回の法改正を契機にして、今後日本中で何十、何百という木造新工法が提案されることが木材・木造住宅業界の発展にとって大切ですし、大いに期待もしています。いろいろなシステムが出てくれば、それらに共通する部材、金物等を合理的に開発する道も拓けて来るように思います。

(文責 編集室)

■プロフィール

1940年山口県生まれ。京都大学助手、建設省建築研究所第三研究部長、㈶日本建築総合試験所理事等を経て、本年9月より現職。1993年木造建築学への貢献により「杉山英男賞」受賞。趣味は、のめり込まない程度の園芸。最近読んだ本は和尚の「老子の道」(めるくまーる出版)。仏教書に関心あり。血液型B。